

明日香村における歴史的風土の保存の推進など、
今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか。

平成 2 8 年 8 月 2 9 日

社会資本整備審議会

第Ⅰ部 明日香村における歴史的風土の保存及び
生活環境の整備等の推進のための方策について

第Ⅱ部 今後の古都保存及び歴史まちづくりのあり方について

第 I 部

明日香村における歴史的風土の保存及び
生活環境の整備等の推進のための方策について

第 I 部 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等の推進のための方策について

目 次

1. はじめに	I-1
2. 明日香村を巡る現状とこれまでの取組みの評価・課題	I-1
(1) 明日香村の現状	I-1
(2) これまでの取組みの評価・課題	I-2
1) 制度導入から第3次明日香村整備計画までの取組み	I-2
2) 第4次明日香村整備計画に基づく取組みの進捗状況	I-3
3) 明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金の成果	I-5
3. 当面取り組むべき施策のあり方	I-6
(1) 当面の取組みの方向性	I-6
(2) 当面の施策のあり方	I-6
(3) 当面の支援のあり方	I-8
4. 将来的な取組みのあり方に向けた今後の議論の方向性	I-9
(1) 明日香村の将来像	I-9
(2) 将来的な取組みの基本的方向性	I-11

1. はじめに

奈良県高市郡明日香村は、我が国の律令国家が形成された時代における政治及び文化の中心的な地域であり、宮跡や寺院跡、古墳といった往時の貴重な歴史的文化的遺産が村の全域に渡って数多く存在している。

これらの歴史的文化的遺産と、飛鳥川や大和三山などかつて万葉集で詠われた風景を偲ばせる自然的環境、棚田や集落等の人文的環境とが一体となって、古代国家形成の記憶をとどめる特色ある歴史的風土を形成している。

この極めて貴重な歴史的風土は、農林業等の地域の産業をはじめとする明日香村住民の日常的な生活の中で保存され育まれてきたものであり、将来に渡って良好に保存していくためには住民生活の安定及び産業の振興との調和が不可欠である。

この明日香村の特性を踏まえ、昭和41年に制定された「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（以下「古都保存法」という。）に基づく措置に加え、昭和55年に制定された「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」（以下「明日香法」という。）に基づき、村全域にわたる行為の制限による歴史的風土の保存を図るとともに、住民生活安定のための措置が講じられてきた。

現在は、平成22年度から31年度を計画期間とする第4次明日香村整備計画に基づく取組みが進められているところであるが、歴史展示及び歴史的風土を活用した地域活力の向上などの取組みも徐々に進展してきており、特に、第3次整備計画から新たに加わった「歴史的風土の創造的活用」の視点に基づく取組みの成果が目に見える形で現れつつある状況である。

一方、依然として、人口減少や高齢化、農林業の衰退、観光客数の低迷、財政基盤の脆弱さは続いており、歴史展示の更なる推進、農業の担い手の育成、明日香らしい観光・交流の振興、定住の促進なども引き続きの課題となっている。

以上のような状況の中で、明日香村を巡る社会情勢の変化や同計画の進捗状況も踏まえつつ、同村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等を推進する上で、当面取り組むべき措置並びに将来的な取組みのあり方について報告する。

2. 明日香村を巡る現状とこれまでの取組みの評価・課題

(1) 明日香村の現状

人口減少、超高齢社会を迎えた我が国において、明日香村はその傾向が周辺市町村と比べても顕著であり、地域活動の中心である団塊世代の高齢化と次世代の担い手である若者の流出により、村の活力が低下している。その結果、耕作放棄地の増加、森林等の

竹林化、空き家や廃屋の増加など、明日香らしい田園景観・里山景観への影響が出てきている。

明日香村への来訪者数についても、昭和47年の高松塚古墳壁画発見の後、昭和57年頃をピークに減少し、近年は年間約80万人前後で低迷している。また、村の財政状況については、依然として厳しい状況であり、明日香村整備基金の運用益も、引き続き金利が低い状態で推移している。

以上のように、明日香村では、人口減少や高齢化、農林業の衰退、観光客数の低迷、財政基盤の脆弱さが依然として続いている。

(2) これまでの取組みの評価・課題

1) 制度導入から第3次明日香村整備計画までの取組み

戦後の急激な都市化に対して、古都の景観を守ろうとする世論の高まりを背景に、昭和41年に古都保存法が制定され、明日香村は古都に指定された。

その後も、宅地化の進展とスプロールの懸念とが明日香村の古代史跡の周辺に及ぶに至り、地域住民の理解と協力の下に明日香村の歴史的風土を保存していくため、昭和55年5月、現状凍結的な土地利用規制の導入、奈良県による明日香村整備計画の策定や同整備計画の事業に対する国の補助割合の特例、明日香村整備基金等の措置を内容とする明日香法が制定された。

これは、我が国の律令国家体制が初めて形成された時代における政治及び文化の中心的地域であったことを偲ばせる歴史的風土が、明日香村の全域にわたって良好に維持されていることや、その歴史的風土の保存が国民の我が国の歴史に対する認識を深め、国を愛する心の涵養に資するものであることから、他の古都とは別に、特別の措置として立法化されたものである。

第1次明日香村整備計画期間（昭和55年度～平成元年度）は、歴史的風土を国民的な文化資産として開発の波から守るとともに、各種規制による経済活動の停滞等をもたらす村財政の脆弱さと、それに伴う行政サービスの低下を防ぎ、相対的に立ち遅れている生活環境及び産業基盤の整備等を積極的に推進することに重点が置かれた。

第2次整備計画期間（平成2年度～11年度）は、生活環境等の整備が依然として満足すべき水準に至っていなかったことから、高齢化、産業構造変化等の社会経済情勢の変化に対応しつつ、引き続き生活環境等の整備に重点が置かれることとなった。

第3次整備計画期間（平成12年度～21年度）には、依然として根強い生活環境等整備の要望への対応に加え、歴史的風土の創造的活用の観点から施策を推進することとなった。

このように、3次にわたる整備計画によって、住民生活を支える道路、下水道等の基幹的インフラの整備水準の向上が図られ、住民生活の安定と利便性の向上に大きく寄与する一方、「歴史的風土の創造的活用」の視点に基づく取組みが第3次整備計画より開始されることとなった。

2) 第4次明日香村整備計画に基づく取組みの進捗状況

現在は、第4次明日香村整備計画（平成22年度～31年度）に基づき、第3次整備計画からの歴史的風土の創造的活用の観点も踏まえ、①国家基盤が形成された地に相応しい歴史展示の推進、②歴史的風土の維持・向上、③歴史展示及び歴史的風土を活用した地域活力の向上、④生活環境基盤整備の推進、の4つの基本的方向性に基づく取組みを行っているところであり、個々の方向性に基づく取組みの進捗状況は以下のとおりである。

ア) 国家基盤が形成された地に相応しい歴史展示の推進

国家の基盤が形成されたという明日香村の歴史を誰もが体感できるため、平成22年に奈良県が策定した「明日香における歴史展示等のあり方基本方針」に基づき、歴史展示を推進することを目的に各種の取組みが行われ、飛鳥京跡苑池整備や各史跡の発掘調査・現地見学会・講演会等については、概ね順調に推移している。特に、東京国立博物館で開催された特別展「キトラ古墳壁画」は、国内外から多くの関心が寄せられた。

また、GPS機能を活用した携帯端末アプリを制作したことにより、新たな明日香村の歴史解説を実現した。さらに、地中に埋もれた遺構を分かりやすく体感できるようコンピュータグラフィックスによる復元映像作成や公開実験を実施するなど、各種の成果が上がっている。

一方で、万葉文化館を「歴史の総合展示施設」とする再整備には着手出来ていないことに加え、「明日香における歴史展示等のあり方基本方針」についても、その後のフォローが出来ておらず、飛鳥資料館、国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区体験学習館との役割分担も明確になっていない。

また、歴史展示・発掘調査推進の両面において、国・県・村など関係主体間の連携が図られていないことも課題の1つとなっている。特に歴史展示については、誰が何を推進するのか筋道が出来ていない。そのような中で、飛鳥宮跡中心部の整備に向けた検討は実施されたものの、史跡拡大や公有化などの課題がある。

イ) 歴史的風土の維持・向上

地域主導による景観ルール策定や、企業・ボランティア等との連携による景観保全活動の推進、景観阻害要因の改善などにより、明日香村の歴史的風土をより良好な形で後世に伝えることを目的とした各種の施策の中でも、明日香法制定時からの懸案事項であった景観阻害要因（生コンプラント）の撤去が完了し、大きく景観改善が図られた。

また、集落単位の景観計画を4大字において策定し、農地の管理や住民活動の充実など地域単位でのきめ細かな景観形成の取組みが図られた。しかし、集落単位での景観計画は、まだ村内4大字での策定に限られており、引き続き計画策定を行っていく必要がある。

この他にも、企業やボランティアが活動を行う際の代表となる窓口機能が整っておら

ず、効率的な対応が出来ていないことや、神事や祭りなど明日香村の歴史的風土を守る上で重要な活動の継続が、高齢化などにより難しくなっていることなども課題となっている。

ウ) 歴史展示及び歴史的風土を活用した地域活力の向上

①明日香を支える「農」の維持・再生

農業の6次産業化をはじめとした農林業の充実、収益性の向上や販路拡大の取組み、都市住民との交流・協力等により、明日香村の歴史的風土を形成する重要な要素である「農」空間の維持・再生を目的に取組みが進められ、農産物加工所「明日香夢の旬菜館」を開設し、地元農産物を活用したドレッシングやレトルト食品などの加工品の開発につながった。また、集落営農組織による活動支援や高付加価値化の取組みにより、農業の生産性及び生産意欲の向上が図られた。

その一方で、「農」の担い手不足が引き続き深刻な問題であり、高齢化による耕作放棄地の増加が今後さらに加速することが予想され、地域住民を中心とした営農支援も一定の効果を上げつつも、抜本的な解決には至っていない。また、新規就農支援策を実施することによって、遊休農地解消に一定の効果を上げているものの、担い手不足の解消には至らず、明日香らしい住まい方など定住促進策との連携も不足している。

②観光・交流の振興

明日香の価値である歴史の展示や歴史的風土を活用した魅力発信、魅力的な飲食・物販・宿泊サービスの充実、観光の国際化への対応などにより、観光・交流の振興を図ることを目的とした取組みでは、情報発信の分野において、スマートフォンのアプリを活用した観光ナビシステム「あすかなび」や観光ポータルサイトを構築し、明日香の魅力を発信するなど新たな取組みが始まっている。

また、農家民泊による教育旅行の取組みなど、新たな観光・交流の創出が実現している。こうして交流人口が増えた結果、飲食店舗数が15年前と比較して目に見えて増加しているだけでなく、リピーター客がついて混み合うなど個々のレベルが向上する効果も現れている。この他に、最新のスマートパッドを搭載した超小型モビリティを導入し、飛鳥地方をひとつの観光資源とした周遊観光も実現している。

しかしながら、明日香の歴史的価値を上手く伝える魅力的な情報発信が十分に出来ておらず、案内標識の表示や表現方法などの統一、国内外の旅行者にとって分かりやすいホームページの内容や見せ方などの工夫が必要である。

また、歴史体験、農業体験、生活体験の実施においても、明日香らしさを感じられるメニューの充実やインストラクターの高齢化に対応した受入態勢の強化が必要とされており、これらの体験とあわせて、滞在型の観光ができる宿泊施設やサービスなども充実が求められている。さらには、村内の公共交通について、観光周遊の観点からの利便性の向上、魅力向上などが課題となっている。

あわせて、村内の観光スタイルとして近年増加している奥飛鳥を中心とした自然体験

など、来訪者の新たな行動様式に感じられていないことも今後の課題として挙げられる。

③住みたくなる村づくり

明日香村においては、市街化調整区域の3地区において、集落単位の景観計画を前提とした開発許可に関する条例により、集落の景観と調和した新たな住宅が建築されるなど一定の効果を上げている。他方では、子どもに対する教育支援策が奏功し、子育て世代が明日香村に転入する動きがみられる。

また、空き家バンクシステムを活用し、空き家の情報収集や空き家の活用に対する啓発を進めるなど定住促進を図るとともに、観光振興等による魅力的な村づくりを通じた定住人口の確保を図ることを目的として、空き家の店舗利用などの有効活用が図られ、地域活力の向上に一定の効果を上げている。

そうした成果が見られるものの、特に若者の人口流出が増大するなど、人口減少は依然として進んでおり、今後更なる空き家の増加が想定される。しかし、人口減少と少子高齢化が近隣の自治体よりも進行している原因など、人口動態に関する実態は把握できておらず、新規就農や観光産業への従事など、明日香ならではの住まい方の実現に向けた施策との連携も不十分である。

また、明日香村の歴史的風土を守ってきた土地利用規制については、世代が変わることによる規制感の増加など、村民の理解の状況が変化してきている。

エ) 生活環境基盤整備の推進

第3次整備計画に引き続き、歴史的風土との調和に配慮しつつ、道路、河川、都市公園、下水道など、安全、安心して暮らせる豊かな生活環境の整備を推進しており、明日香村近隣公園の開園、県道野口平田線の開通など一定の成果を上げつつある。

なお、整備を推進する過程にあっては、県道桜井明日香吉野線など文化財・景観配慮のための協議に時間を要しているものがあり、協議の進展が必要とされている。

3) 明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金の成果

明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金（以下「明日香村交付金」という。）は、歴史的風土を活用した観光振興の取組みや明日香らしい景観の維持・向上など、地域の実情に応じた取組みを支援することにより、明日香村における地域活性化の取組みの進展に寄与するとともに、歴史的風土の創造的活用に向けた地域の主体的な取組みの支援に相当の効果を発揮した。

明日香村交付金による成果は以下のとおりである。

ア) 歴史的風土を活用した歴史文化学習の場の整備

コンピュータグラフィックスによる復元映像の作成や公開実験の実施により、地中に埋もれた遺構を誰もが分かりやすく体感できるようになるとともに、ネットワーク道路の改修により、村内に広範囲に点在する史跡・寺院などの快適な周遊が可能となるなど、

歴史文化学習の推進が図られた。

イ) 明日香村に相応しい景観創出

集落単位の景観計画を4大字にて策定したことにより、農地の管理や住民活動の充実など地域単位でのきめ細かな景観形成の取組みが図られるとともに、ボランティア団体による景観形成活動に対する支援などにより、歴史的風土の新たな担い手の確保にも役立っている。

ウ) 歴史的風土を活用した地域産業振興

村内農産物を活かした特産品の開発支援及び販売促進を行い、新商品の開発や飛鳥米の売り上げ向上などの成果につながるとともに、「観月会」「光の回廊」「彼岸花祭り」など明日香村の歴史的風土を活用したイベントを企画・実施し、観光振興などを通じた地域活力の向上が図られた。

エ) 歴史的風土の保存についての国民啓発

遺跡発掘調査の実施や発掘成果に係る企画展、村外での講演会等により、明日香村の歴史的な価値をより多くの人に理解してもらうことに寄与した。また、村内小中学生に対する郷土学習を行うとともに、海外に向けた明日香村の重要性を発信できる人材を育成するなど、明日香の魅力発信に寄与した。

3. 当面取り組むべき施策のあり方

(1) 当面の取組みの方向性

第4次明日香村整備計画（平成22～31年度）に基づく取組みについては、個々の分野における課題はあるものの、歴史的風土を活用した地域活力の向上などの成果も一部現れてくるなど、総じて順調に進展している。特に、第3次整備計画から新たに加わった「歴史的風土の創造的活用」の視点に基づく取組みの成果が目に見える形で現れつつある状況にある。

したがって、第4次整備計画の残りの期間（平成31年度まで）の当面の期間については、基本的に現整備計画の取組みの方向性を継続すべきである。

よって、当面の取組みの方向性としては、①国家基盤が形成された地に相応しい歴史展示の推進、②歴史的風土の維持・向上、③歴史展示及び歴史的風土を活用した地域活力の向上、④生活環境基盤整備の推進、の4つの基本的方向性に基づき、これまでに達成出来ていない事項を含め、現在生じている課題に対応した取組みを進めることが必要である。

(2) 当面の施策のあり方

1) 国家基盤が形成された地に相応しい歴史展示の推進

平成22年3月に奈良県が策定した「明日香における歴史展示等のあり方基本方針」について、その後のフォローアップを行うとともに、国・県・村など関係主体間での役割分担、連携方策などを再度整理し、それを踏まえた明日香の歴史展示を推進すべきである。

また、万葉文化館については、基本方針のフォローアップ等を踏まえつつ、飛鳥資料館、国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区体験学習館との役割分担も再整理した上で、歴史テーマや人物等により「歴史」を総合的に展示する機能の充実など、「歴史の総合展示施設」としての整備が必要である。

加えて、コンピュータグラフィックスの活用による歴史展示については、本物の歴史体験の観点からの解説、周遊との組合せなど引き続きの展開が求められる。特に、地中に埋まっている歴史文化遺産については、引き続き発掘調査を進め歴史的価値を明らかにするとともに、遺跡の整備を行う際には、その過程についても積極的に公開することを含め、目に見える形で整備する工夫とビジュアルで説明できる方法が必要である。

2) 歴史的風土の維持・向上

景観形成活動等を行う企業・ボランティア等については、受け入れる際の窓口機能や運営の仕組み、実行体制の確保など、受入システムの構築を進めるとともに、歴史的風土の維持・向上の担い手として、より積極的な活用を図ることが必要である。また、大字単位での景観計画の成果を他の地域にも広めるとともに、大字としてのアイデンティティや誇りを高め、集落特性に応じた将来像の議論、住民意識の向上などにつなげていく取組みが求められる。

さらには、特に良好な景観を残す地域等における無電柱化を推進するとともに、資材置き場や電線、看板など景観を阻害する物件や行為に対しても、その改善に向けて継続した検討を行うことが必要である。

3) 歴史展示及び歴史的風土を活用した地域活力の向上

ア) 明日香を支える「農」の維持・再生

「農」の担い手不足が引き続き深刻な問題であり、明日香村地域振興公社などが農地の流動化や農作業の受託を進めるための体制づくりを進めるほか、企業の農業への参入や集落営農の法人化、農地の維持管理への支援制度の活用を検討が必要である。

また、新規就農者を支援するためには、農業組織の充実や、定住促進策と連携した取組みが必要であり、既存の農家を含めて収入を増加させるための農業の6次産業化に向けては、農作物の加工品開発による高付加価値化や土産物化への取り組み等により生産性の向上に繋げるとともに、より質の高いブランディングが求められる。

イ) 観光・交流の振興

「明日香まるごと博物館」の実現に向け、明日香ならではの「観（る）」「感（じる）」「泊（まる）」「食（べる）」「買（う）」といった体験や空間の提供など、来訪者への「おもてなし」の充実が望まれる。あわせて明日香村に関する統一的な情報発信を行うため、歴史ストーリー・人物を活用しつつ、国際的な観点も含めた内容の充実、外国人にも理解されるような明日香の価値の見せ方、発信方法を工夫することが求められる。

より利便性の高い観光周遊を実現するためには、住民生活の利便性にも配慮した新たな公共交通の整備を行うとともに、明日香の歴史を体感できる観光交通の導入が必要である。この他に、超小型モビリティやレンタサイクルの活用に関しても、観光情報を得ながら楽しく周遊ができるよう、自動車道・自転車道・歩道の安全性や機能性を高めつつ、ポケットパークやトイレ等の休憩施設の整備や乗り捨てシステムの導入などの検討が求められる。

更には、来訪者が住民になったような気持ちで、暮らすように旅をすることができるよう、明日香らしい古民家の再生・活用によるゲストハウスなど長期滞在型の宿泊施設の整備を行うべきである。また、橿原市などの隣接都市と連携した周遊観光の取組みを行うことも求められる。

これらとあわせて、郷土料理づくりや農作業などの体験メニューの充実を図り、国内外の児童・生徒などが明日香村の歴史・遺跡・風習などの話を聞くことができる農家民泊や教育旅行を推進するとともに、奥飛鳥の棚田や飛鳥川など豊かな自然が溢れる農村風景を楽しむことができるトレイルウォーキングの推進、伝承芸能や神事の素晴らしさを体感できる機会の創出が求められる。

ウ) 住みたくなる村づくり

今後更に増加する空き家の利用促進に向けては、サテライトオフィスなど新たな形態での空き家の活用を促進するとともに、県・村・地元が連携して、空き家バンクシステムの運営体制の構築、空き家所有者や利用希望者に対するフォローの充実などの制度設計の強化が必要である。また、市街化区域における住宅地の創出など定住促進の取組みも必要である。

子どもたちが明日香村の歴史・文化を体系的に学習する地域学や生涯学習については、地域学習教材のあり方や内容の検証を進めるとともに、国内外からの多くの来訪者に対し、ガイド経験などを通じて明日香村の価値を発信できる能力を養うことが望まれる。

4) 生活環境基盤整備の推進

歴史展示の推進、歴史的風土の維持向上及び地域活力の向上のためには、地域住民の理解と協力が不可欠であり、引き続き第4次整備計画に基づく生活環境基盤整備の推進が求められる。

(3) 当面の支援のあり方

第4次明日香村整備計画の目標を達成するためには、国・県・村の有機的連携の下に総合的かつ効率的な行政施策の展開が必要である。

このため、奈良県が中心となって各種施策の実施状況を定期的に把握・検証・評価を行うとともに、村の財政状況が厳しい中で、整備計画の推進及び明日香村の歴史的風土の保存のため、引き続き、国、県による計画達成に向けた努力や支援が不可欠である。

明日香村交付金については、明日香村整備基金の運用益が依然として最低水準に低迷している中で、第4次整備計画とあわせた景観の維持・向上や観光振興など明日香村の主体的な取り組みによる地域活性化を図るため、平成27年度以降についても、同様の措置を継続すべきである。あわせて近年ニーズが高まっている滞在型観光の実現など、観光・交流による魅力向上の取り組みへの支援を図るべきである。

4. 将来的な取り組みのあり方に向けた今後の議論の方向性

現在、我が国においては、特に人口減少の著しい地方部で地域が維持できず消滅するという指摘があるなど、人口減少・超高齢化が急速に進展するとともに、都市間競争の激化、国際観光需要の増大などグローバル化が進展している状況にある。

このような中長期的な社会経済状況の変化を今後も見通しつつ、明日香村における将来的な取り組みのあり方について、国際的な視点からの世界遺産登録を目指した取り組み、土地利用規制により守られてきた明日香村の価値の捉え方、活性化に向けた明日香村民の更なる主体的な活動などの新たな観点も踏まえ、次期整備計画の策定期間までの間に、更に議論を進めるべきである。

(1) 明日香村の将来像

1) 守られるべき明日香村の歴史的風土

明日香村の歴史的風土とは、村の全域にわたり数多く存在する歴史的文化的遺産及びこれらと周囲の自然的・人文的環境が一体をなして形成している総体である。

明日香村の歴史的風土については、現時点で明らかにされている「見える」歴史的文化的遺産のみならず、その周囲の自然的・人文的環境の中に眠る「いまは見えない」潜在的遺産の存在により今後その価値が一層高まり得るものである。

明日香村の歴史的風土は、歴史的文化的遺産及びこれらと一体を成している森林、河川等の自然的環境とともに、日本の原風景ともいえる棚田等の田園景観、さらには檜前、飛鳥等をはじめとする優れた景観を有する集落等の人文的景観が歴史的風土の重要な構成要素となっている。

2) 明日香村の価値の捉え方

国家的見地から国民共有の財産であり日本人の精神的な拠り所である明日香村が、日本人のこころのふるさととして特別な地であることを改めて認識するとともに、明日香

村の価値を国際的な観点など様々な観点から絶えず検証し、捉えていくことが大切である。

また、飛鳥時代における東アジアの混沌とした歴史的時代背景の中で、世界との交流の文化を持つ明日香村ならではのストーリーが歴史的風土の価値をつくり出していることを踏まえ、国際的な視点から明日香村の普遍的価値を証明し、世界遺産登録を目指して取り組みを進めることが求められる。

加えて、万葉集に詠われた明日香村の歴史的風土が、現在まで良好に保存されていることに加え、身分や性別に関係なく誰もが詩を詠めたという点で、世界が注目する飛鳥時代の平等意識や文化水準の高さを誇りにしつつ、歴史的風土と結びついた貴重な万葉故地が明日香村の価値を高めていることを認識することが必要である。

村民が暮らす場としての視点からは、農業を中心とする生業と信仰に結びついた祭祀など四季と共生する生活と、史跡や地中に眠る数多くの歴史資産が共存する貴重な歴史的風土を有する地域であることを再認識し、村民自身が誇りと自覚をもって生き生きと暮らせるビジョンを持つことが必要である。

また、土地利用規制に関しては、規制が厳しく行われて地域の特徴が守られてきたからこそ生み出されてきた価値があり、そこに整備計画等に基づく施策の効果が相まって価値が高まってきており、それがようやく一体のものとして実感できる時代に来ているという認識を持つべきである。

この価値が生み出された規制や整備を前向きに捉えた上で、歴史的な背景を持つ農業のシステムに新たな価値を認識するなど、独自の価値観で生活の幸福感を享受できる将来像を持つことが必要である。

3) 明日香村の歴史的風土保存のための枠組み

明日香法等に基づく歴史的風土保存のための土地利用規制のあり方については、将来的な取り組みの基本的方向性も含めて検討を進めるべきである。また、歴史的風土保存と住民生活の調和を図るための措置である明日香村整備計画などについては、将来的な取り組みの基本的方向性の検討を引き続き行うことが必要である。

更には、法制度に基づく将来的な取り組みの基本的方向性に加え、明日香村の価値を高めるために、村民の自主的かつ主体的な活動の観点から歴史的風土保存のための枠組みを検討することが求められる。

4) 歴史的風土を活用した明日香村の活性化

歴史的風土を構成する田園や森林を将来に渡って維持していくためには、農林業の振興を図ることが必要である。歴史的風土の創造的活用の観点からは、農業や観光業をはじめとする地域産業の振興を図るとともに、移住・定住の促進に向けて次世代の担い手が暮らしやすい環境をつくることを通じて、歴史的風土の維持保全に必要な担い手を確保することが必要である。

また、明日香村は、東アジア文化との関係の中で、今日に繋がる国家基盤が形成され

た地である。そうした明日香村全体の歴史的価値を表現するシナリオ、ブランディングが必要であり、明日香村における多くの歴史・歴史物（遺物、遺構、遺跡等）・体験をストーリー化した総合的な取組みが求められる。

5) 地域住民及び国民の理解協力・積極的な関与

地域住民が明日香村の保全や発展に対して誇りを持ち、明日香村の担い手として前面に立つためには、神事や祭りなど明日香村民が大事にする生き方や活動等に対して、特に若者が理解協力を示し、主体的に関与することが必要である。そして、地域住民が集落に対して持つアイデンティティを大切にしながら、集落ごとの取組みに対して、地域住民の主体的な活動を軸に、行政からの支援を合わせる形で積み上げていくことが求められる。

明日香村は日本だけでなく世界の財産であるため、国民負担のあり方を検討しつつ、明日香法による歴史的風土の保存とその効果に対して、広く国民や企業等の理解協力を促し、積極的な関与を求めることが必要である。

(2) 将来的な取組みの基本的方向性

1) 歴史的文化的遺産の保存と活用

飛鳥宮跡中心部や特異な価値を有する墳墓については、現地でスケール感を体感できる歴史展示の実現に向け、引き続き、整備に向けた検討を進めるべきである。

高松塚古墳壁画については、文化庁の「古墳壁画の保存活用に関する検討会」において、環境を制御しながら安全に壁画・石室の保存管理ができるよう、修理後の当分の間は、古墳の外の適切な場所において保存管理・公開を行うことが適切であると結論づけられている。なお、壁画修理後の古墳現地の扱いや、壁画・石室の当分の間の保存管理・公開の方法、場所等については、引き続き検討を行うことが必要とされており、その議論を踏まえつつ、今後検討を進めるべきである。

2) 歴史的風土にふさわしい景観の形成

集落景観に配慮した建築物・工作物等の修景に関しては、地域資源による建築資材や古材の活用を含め、専門的知識を有するマスターアーキテクト等が指導・助言することにより景観形成を推進するよう検討を進めるべきである。また、景観阻害要因の改善等の観点から、老朽化した空き家の管理手法の検討を進めるべきである。

買入地の維持管理および活用に関しては、古都全般に関わる問題として総合的に検討を進めつつ、全村が特別保存地区であるという明日香村の特殊性を考慮した上で今後の対応の方向性について検討を進めるべきである。

明日香村の森林の大半を占める針葉樹林については、長期的には広葉樹を中心とした森林に転換するなど、明日香村に相応しい姿となるよう検討を進めるべきである。

3) 地域産業振興による地域活力の向上

農業体験や民泊、教育旅行の受入れ、観光ガイドなどの都市住民との交流を国際展開し、都市住民や外国人との交流を通じて、住民自身が明日香村で生活する自信や村に対する誇りを持つことができるよう検討を進めるべきである。

そのためには、周辺市町村だけでなく、万葉集の全国的な広がりを活かして関連都市ともより戦略的に連携を深めつつ、様々な媒体を活用した効果的な情報発信を行うなどの広域的な取組みにより、明日香村を訪問するための価値を創出するとともに、明日香村との関わりをつくることで遠方からの来訪を呼び込み、明日香村ならではの観光拠点施設や宿泊施設が提供できるよう検討を進めるべきである。

また、万葉集に記された二上山や飛鳥川のような場所を手掛かりに、万葉文化館や犬養万葉記念館などの施設が発信する情報を活用しつつ、日本人の万葉集に対する理解の醸成を図ることはもちろんのこと、外国人に対する多言語での解説を行うことにより、万葉の文化や物語を感じながら理解を深めることができるよう検討を進めるべきである。さらには、明日香村が持つ歴史・文化を背景に、自然環境が織りなす魅力溢れる多様な環境の中で、訪れる人々が主役を演じることができる観光のあり方について検討を進めるべきである。

公共交通システムの見直しにあたっては、周遊バスや循環バスの利用を促すために、車体デザインの工夫やガイドの配置などをはじめ、バーチャル体験などの観光機能の付加などについて検討を進めるべきである。また、スマートフォンやタブレットなどを想定したバーチャル体験の展開や周遊観光に関する情報の受発信がより快適に行えるよう、wi-fi 等情報通信の基盤整備を進めるべきである。

こうした取組みを行うにあたり、目標とする来訪者数や各種イベントの共通する目的など、観光に関する戦略を検討し、推進するための組織体制のあり方についても検討を進めるべきである。

4) 歴史的風土を支える担い手の育成と確保

子どもたちに対する地域学を推進する中で、明日香村の歴史・文化として、文化財の特徴や自然と共生した生活の営み、集落に受け継がれた伝統行事、万葉集が持つ本質的な価値を伝えていく工夫が求められており、そうした取組みが住民としての誇りや愛着を育て、長期的には将来の担い手の確保につながるという視点で今後検討を進めるべきである。

また、若者の転出を引き留め、さらには転入を呼び込み、将来にわたって長く住み続けてもらうために、生活が成り立ち将来に対する展望が持てるよう、観光と農業に加え、新たな分野の産業育成や企業誘致、子育て環境のより一層の充実、教育や医療に関する支援制度の強化など、生活の基盤や基軸についての検討を進めるべきである。

集落に生活の形を維持していくためには、空き家の有効活用を図るとともに、新たな住宅ニーズに対応した若者への住まいの提供や定住促進策、就農希望者に対する農地の斡旋など、歴史的風土の担い手が暮らしやすい環境づくりに努めるとともに、新たな担

い手を確保するための検討を進めるべきである。

加えて、明日香ならではの住まい方の提案を外部に向けて発信するとともに、新たな住民に配慮した集落コミュニティとの接点の置き方に対する工夫など、転入希望者が移り住みたいと思う村のあり方と、村民が住み続けたいと思う村のあり方の各々を踏まえた魅力的な村づくりの検討を進めるべきである。

5) 歴史的風土と調和した生活環境基盤の整備

これまで整備されてきた生活環境基盤施設の老朽化に対しては、ストックの再評価と更新を検討するにあわせて、人口減少社会における歴史的風土と調和した公共インフラ供給のあり方について検討を進めるべきである。

また、光ファイバー網や wi-fi 等情報通信の基盤整備を含めた生活環境基盤整備の検討を進めるべきである。

第Ⅱ部

今後の古都保存及び歴史まちづくりのあり方について

第Ⅱ部 今後の古都保存及び歴史まちづくりのあり方について

目次

1. はじめに.....	Ⅱ-1
2. 古都保存・歴史まちづくりの意義.....	Ⅱ-1
(1) 古都保存の意義.....	Ⅱ-1
(2) 歴史まちづくりの意義.....	Ⅱ-4
3. 古都保存・歴史まちづくりの現状・課題.....	Ⅱ-4
(1) 古都保存の現状・課題.....	Ⅱ-4
1) 自然的環境の変化.....	Ⅱ-4
2) 人と歴史的風土との関わりの変化.....	Ⅱ-6
3) 古都保存の普及.....	Ⅱ-7
4) 景観の変化.....	Ⅱ-7
(2) 歴史まちづくりの現状・課題.....	Ⅱ-8
1) 歴史文化資産の保全・活用.....	Ⅱ-8
2) 歴史まちづくりの景観形成や地域活性化への波及.....	Ⅱ-8
3) 歴史まちづくりの普及.....	Ⅱ-9
4) 第一期計画の適切な評価.....	Ⅱ-10
4. 今後の古都保存・歴史まちづくり施策のあり方.....	Ⅱ-10
(1) 古都保存施策の今後のあり方	
～多様な主体との連携・協働の推進による古都保存～.....	Ⅱ-10
1) 病虫害対策等、歴史的風土を構成する自然的環境のマネジメントの強化..	Ⅱ-10
2) 歴史的風土の保存の担い手やサポーターの拡大.....	Ⅱ-11
3) 歴史的風土の価値の情報発信・理解増進の推進.....	Ⅱ-12
4) 景観の変化への対応.....	Ⅱ-13
(2) 歴史まちづくり施策の今後のあり方	
～歴史まちづくりを通じた地域の魅力向上～.....	Ⅱ-13
1) 民間の資金・ノウハウの一層の活用による歴史文化資産の保全・活用....	Ⅱ-13
2) 景観施策の充実による地域の魅力向上.....	Ⅱ-14
3) 歴史まちづくりのノウハウの共有・ネットワーク化の推進.....	Ⅱ-15
4) 第一期計画の適切な評価を踏まえた施策の充実.....	Ⅱ-16

1. はじめに

平成 28 年は、昭和 41 年に「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（以下「古都保存法」という。）が制定され 50 年にあたる。現在古都は、法律で指定された京都市、奈良市、鎌倉市に、政令で指定された 7 市町村を加えて 10 都市に広がっている。各都市では、古都保存法に基づき、歴史的風土保存区域（以下「保存区域」という。）の指定、歴史的風土保存計画（以下「保存計画」という。）の決定が順次行われ、保存区域内における重要な地域については歴史的風土特別保存地区（以下「特別保存地区」という。）の決定により、一定の行為の制限による凍結的な保存が行われるとともに、土地の買入れ、保存に関連して必要とされる施設の整備等の措置が講じられてきたところである。

しかしながら近年、歴史的風土を構成する樹林地や農地等の自然的環境や景観の変化等により様々な課題が生じてきている。また、保存区域だけでなく、その周辺の市街地、河川等も含めた景観の保全や、歴史的風土の保存に対する国民の関心や理解を高めるための啓発、歴史文化資産の観光資源としての活用等の面について、不十分との指摘もある。

また、古都保存の理念を全国展開すべく平成 20 年に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下「歴史まちづくり法」という。）が制定され、市町村が歴史的風致維持向上計画を作成し、国の認定を受けることにより、歴史的建造物とその周辺の一体的な整備が進められている。歴史まちづくり法についても、制定から間もなく 10 年を迎える状況であり、良好な景観形成や観光等の関連分野との連携等が期待されている。

このように、古来より守られてきた歴史文化資産をいかに後世へ継承するかという観点から、古都保存、歴史まちづくり両施策の今後のあり方について、展望する時期に来ている。

2. 古都保存・歴史まちづくりの意義

（1）古都保存の意義

昭和 30 年代、宅地開発の波は全国に及び、京都のならびがおか双ヶ岡、鎌倉のおやつ御谷地区等の開発の動きに対する文化人や市民団体による反対運動等をきっかけとし、歴史的風土の保存に向けた機運が高まり、古都保存法の制定に至った。古都保存法に基づき保存が図られている歴史的風土は、歴史的な建造物等と周囲の自然的環境が一体をなしており、次に示すように、法制定より遙かに昔からその価値が認められてきたものである。

○奈良「青垣」

飛鳥時代から奈良時代にかけて編纂された古事記では、「大和は 国のまほろば たたなづく青垣 山ごもれる 大和しうるわし」と謳われている。大和平野を取り囲む「青垣」の山々は、それを背景とした山の辺に位置する古墳、寺社等とともに、森林美等の自然的環境として、今日まで保存されてきている。

○京都「山紫水明」

江戸時代の歴史学者頼山陽^{らいざんよう}は、鴨川のほとりからの東山の眺めを愛したと言われており、書齋に名付けた「山紫水明処」から転じて、自然の風景が清浄で美しいことを表す「山紫水明」という言葉が生まれたとされている。京都では歴史的建造物や史跡名勝とともに、山紫水明たる美しい山水の景観が保存されてきている。

○神奈川「源頼朝が残した遺産」

鎌倉は、三方を山に囲まれ一方を海に面しているため、天然の要塞などと呼ばれ、源頼朝が鎌倉幕府を置いた場所である。山や海等の自然に恵まれた環境でもあり、明治時代以降、芥川龍之介等の多くの文学者が鎌倉に居を構えている。「昭和の鎌倉攻め」と表現された鎌倉における宅地開発に反対した大佛次郎は「源頼朝が残した遺産」と称したが、歴史的建造物や背後の丘陵等の自然的環境が今日まで保存されてきている。

○滋賀「近江八景」

戦国時代から江戸時代にかけて活躍した歌人近衛信尹^{このえのぶたが}が、近江の代表的な景勝地を中国湖南省の瀟湘八景^{しょうしやう}になぞらえて「近江八景」と称え、歌川広重の浮世絵により広く知られるようになった。今日においても「石山秋月」「三井晩鐘」等琵琶湖や瀬田川の水面、比叡山等の山容と寺社仏閣が一体となった景観が保存されてきている。

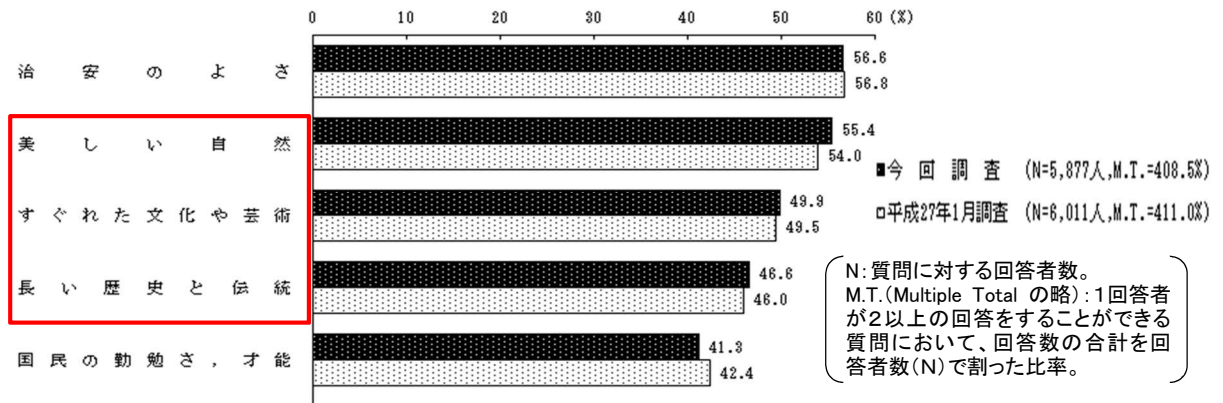
このような各地の歴史的風土は、古都保存法第一条において「わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき」とされているように、日本人としての誇りと自信の源泉、あるいは住民の愛着の対象となるとともに、貴重な観光資源としても引き継がれてきている。

また、歴史的風土を構成する自然的環境については、例えば京都の東山、北山、西山で構成されるいわゆる三山のアカマツが薪等の燃料用の材や、「五山の送り火」における松明としても活用されるなど、生活や生業の中で利用され、循環型の維持・更新がなされるとともに、地域の伝統文化の形成に寄与してきた。

そして、古都保存制度は、その興りからしても、古都保存連絡協議会の設立等の関係行政機関の連携、(公財)鎌倉風致保存会との官民連携等、関係者による連携により進められているプロジェクトであり、現在まで守られてきている歴史的風土は、地元住民等から高い評価を得ている。

[日本人の誇り]

日本の国や国民について誇りに思うことはどんなことか聞いたところ、「治安のよさ」を挙げた者の割合が56.6%、「美しい自然」を挙げた者の割合が55.4%と高く、以下「すぐれた文化や芸術」(49.9%)、「長い歴史と伝統」(46.6%)などの順となっている。(複数回答, 上位4項目)



(内閣府「社会意識に関する世論調査」(平成28年2月調査))

[奈良市民の満足度]

奈良市の環境		満足度指数
自然・歴史	①緑の豊かさ	3.71
	②水・空気の清らかさ	3.72
	③災害の少なさ	4.18
	④古都奈良のたたずまい	3.73
	⑤文化財の豊かさ	4.06
安全	⑥交通安全対策	2.92
	⑦治安の良さ	3.40
保健・福祉	⑧子育て支援・少子化対策	2.63
	⑨高齢者福祉	2.83
	⑩障がい者福祉	2.80
教育・文化	⑪健康づくり・医療体制	2.82
	⑫学校教育の充実	2.88
	⑬文化・芸術活動の充実	2.92
	⑭スポーツ活動の充実	2.84
都市環境	⑮公園・緑地の整備	3.10
	⑯買い物の利便性	3.26
	⑰生活道路の整備	2.79
市政	⑱公共交通の利便性	3.06
	⑲市役所の職員の対応	3.04
	⑳市政情報の提供	3.06
平均値(点)		3.19

注) 表中の網掛けは、満足度指数の平均値を下回る値、または、重要度指数の平均値を上回る値。

満足度指数は、満足度をとても満足(5点)～不満(1点)に得点化し、加重平均して算出した値

(奈良市「奈良市民意識調査報告書」(平成23年度))

故平山郁夫氏(画家・元東京芸術大学長)は、かつて、世界遺産について、文化財の周辺が「ぼかし」のようになっている、自然に文化財に入っていく状態が重要であり、そのような周辺のぼけ具合、つまり全体の景観をどうするかという観点でも、美しさを面的に保存することが必要だと指摘している¹。京都市や奈良市等における保存区域については、世界文化遺産の登録に際して、求められる登録資産の緩衝地帯としても機能している。古都は歴史的建造物と一体となった自然的環境等により、我が国を代表する観光地として確固たる地位を築いている。

¹ 「古都保存法三十年史」(財団法人古都保存財団) 巻頭言

[京都を訪れた観光客の満足度]

満足度(日本人観光客)		満足度(外国人観光客)	
項目	平均評価	項目	平均評価
寺院・神社、名所・旧跡	6.2	街のきれいさ・清潔さ	6.5
自然風景	6.1	治安	6.5
伝統文化	6.1	寺院・神社、名所・旧跡	6.5
いやし・安らぎなど精神的充足	5.8	自然・風景・街並み	6.4
街並み(街の景観)	5.7	庭園	6.4
美術館・博物館	5.6	ホスピタリティ	6.3
宿泊(部屋の質)	5.5	伝統文化鑑賞・体験	6.2
宿泊(食事の質)	5.5	情報提供	6.0
食事	5.4	食事	6.0
住民や店員等の心遣い	5.4	美術館・博物館	6.0
ショッピング(お土産など)	5.4	地域内移動	5.9
観光案内所での情報提供や街なかでの案内	5.3	宿泊	5.9
街の清潔さ	5.3	ショッピング	5.9
公共交通機関の利用しやすさ	5.2	ナイトライフ	5.4
Wi-Fi接続環境	4.7	物価	5.2
交通状況(道路の渋滞等)	4.2		

平均評価は、満足度を大変満足(7点)～大変不満(1点)に得点化し、加重平均して算出した値
(京都市「京都観光総合調査」(平成 26 年)より国土交通省作成)

(2) 歴史まちづくりの意義

平成 4 年、我が国はユネスコの世界遺産条約(「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」昭和 50 年発効)を締結し、翌年「法隆寺地域の仏教建造物」等が初めて世界遺産に登録された。

文化遺産や景観の保全を重視する世界的な方向性は我が国でも広がりを見せ、平成 16 年の景観法の制定、同年の文化財保護法の改正による文化的景観制度の創設、そして平成 20 年の歴史まちづくり法の制定等の形として現れている。

観光振興の他、歴史文化を活かしたまちづくりは、住民の愛着の対象やまちづくり活動の原動力となり、行政の施策と民間の取組が相まって、都市の魅力を向上させることにもつながっている。

3. 古都保存・歴史まちづくりの現状・課題

(1) 古都保存の現状・課題

1) 自然的環境の変化

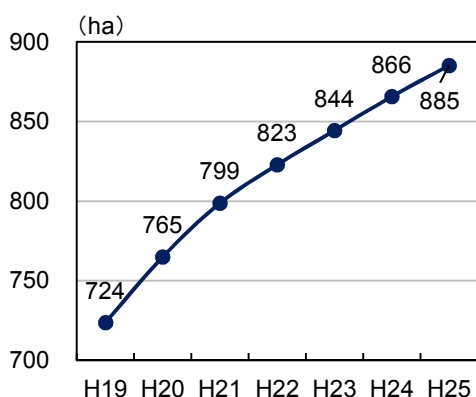
歴史的風土の保存に当たって、その基礎となる保存区域の境域は、①地形、植生状態の景観上の一体性、②主要な地域からの眺望等の景観上の一体性、③当該区域における景観の維持、保存上の必要性という基準から設定されている²。つまり、景観を中心しつつも、地形・植生を考慮した基準となっており、例えば、鎌倉市の八幡宮地区における保存区域の指定に際しては、可視的な範囲のみならず、生態的な観点も踏まえて谷戸

² 第二回歴史的風土審議会(昭和 41 年 5 月 30 日)

等が保存対象とされているところである。

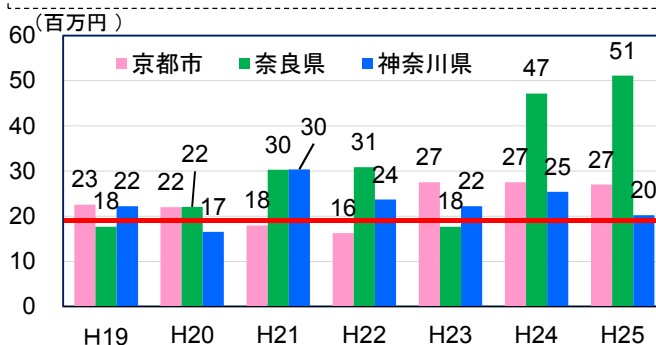
これらの景観や生態的あるいは自然的環境の観点等を含めて指定された区域のうち、
 枢要な部分を構成している特別保存地区の面的な保存については、古都保存法に基づく
 土地利用規制と土地の買入れ等の制度が大きな役割を果たしてきている。これまでに地
 方公共団体が買入れた土地は約 885ha、その費用は約 1,100 億円となっている（平成
 25 年度末時点）。しかしながら、地方公共団体においては、買入れ地が増加する一方で、
 管理水準の低下が見られ、また特別保存地区内の民有地については、土地所有者が高齢
 化することによって、担い手確保が困難になり、買入れにつながる状況が生じている。

〔古都保存法第11条に基づく土地の
 買入れ面積の推移〕



〔各都市の維持管理費の推移〕

維持管理費は、各都市で年平均20百万円程度で推移している。なお、奈良県ではナラ枯れ対策の緊急措置のため平成24、25年度の維持管理費が増加している。



（国土交通省「都市緑化の推進及び緑地保全に関する施策の実績分析調査」(平成 27 年 3 月)）

また、各都市では、歴史的風土の立地や環境により引き起こされる個別の課題も生じている。

奈良県、京都市、滋賀県では、歴史的風土を構成する自然的環境について、マツ枯れ³、
 ナラ枯れ⁴等の病虫害や、シカによる食害が発生している。例えば奈良県では、平成 22
 年に春日山特別保存地区内でナラ枯れの原因となるカシノナガキクイムシが確認され
 るなどして、被害への対策費も年々増加する傾向にある。こういった病虫害等の対策に
 ついては、全国的に展開されている樹林保全施策の活用が一部で見られるものの、被害
 が拡大傾向にある地区も確認されている。

神奈川県では、市街化等により斜面地に近接して家屋が立地しており、倒木や土砂崩
 落等の被害が毎年発生している。その安全対策として、大規模な法面工事を実施するこ
 とも可能ではあるが、高コストで景観への配慮も難しいことから、樹木の伐採を行うな
 どの応急措置にとどまり、抜本的な対策に至っていない地区が見られる。

これらの場所では、生活や生業の中での人の関わりが希薄になったことにより、各種
 病虫害被害や倒木等安全面の課題が生じている側面もある。

³ 「マツノザイセンチュウ」という線虫が、マツノマダラカミキリ等に運ばれて、松の樹体内に侵入することにより、マツ類を枯死させる現象。

⁴ 「カシノナガキクイムシ」がナラやカシ類等の幹に侵入して「ナラ菌」を樹体内に持ち込むことにより、ナラやカシ類の樹木を集団的に枯死させる現象。

[シカの食害により後継樹が育たない林床]



奈良市・春日山地区
(奈良県提供)

[倒木による家屋への被害]



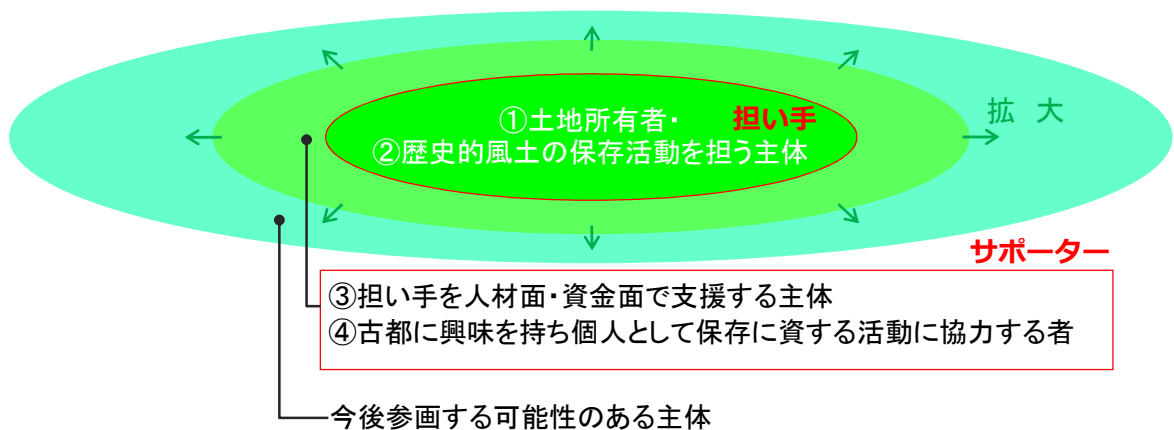
鎌倉市・大町材木座地区
(神奈川県提供)

2) 人と歴史的風土との関わりの変化

身近にある樹林の資源利用の減少や土地所有者の高齢化等により、歴史的風土を構成する自然的環境と人が関わる機会の減少や、関わり方自体の変化が見られる。

現在、保存活動に関わる主体には、①土地所有者として歴史的風土の保存にあたる主体、②土地所有者に代わり、あるいは自ら土地を買い入れて、主体的・継続的に一定の責任の下、歴史的風土の保存活動を担う市民団体等（本報告書では①②の主体を「担い手」という。）に加え、③担い手である個人、団体等を人材面・資金面で支援する企業等、さらには④市民団体等が主催するボランティア活動に参加する者等、古都に興味を持ち個人として保存に資する活動に協力する者（本報告書では③④の主体を「サポーター」という。）も見られる。この他、若い世代等、将来的に歴史的風土の保存に参画する可能性のある主体がある。

[歴史的風土の保存への多様な関わりのイメージ図]



こういった多様化した主体について、より一層歴史的風土の保存活動に関与する頻度を増やすことや、今後参画する可能性のある個人を保存活動に取り込んで行くことが重要である。

また特に、市民団体等の担い手について、会員募集等に努めているものの、会員の減少・高齢化が見られ、また、現地での活動に当たり、作業小屋や水道等、円滑に活動するために必要な施設が不十分な状況も見られる。

[各都市における買入れ地での市民団体等の活動状況]

	京都市	奈良県	神奈川県
活動団体数等	「景勝・小倉山を守る会」等の 15 団体が市の買入れ地の管理を実施	「奈良・人と自然の会」等の 34 団体が県の買入れ地の管理を実施	(公財)鎌倉風致保存会が自ら土地を買入れ、管理を実施
活動内容	植樹活動、散策路の管理、竹林整備等	里山整備、竹林整備、田畑の耕作等	草刈り、伐採、イベントの開催等
活動状況	意見交換会  (京都市提供)	樹木伐採  (奈良県提供)	草刈り  (公財)鎌倉風致保存会提供

3) 古都保存の普及

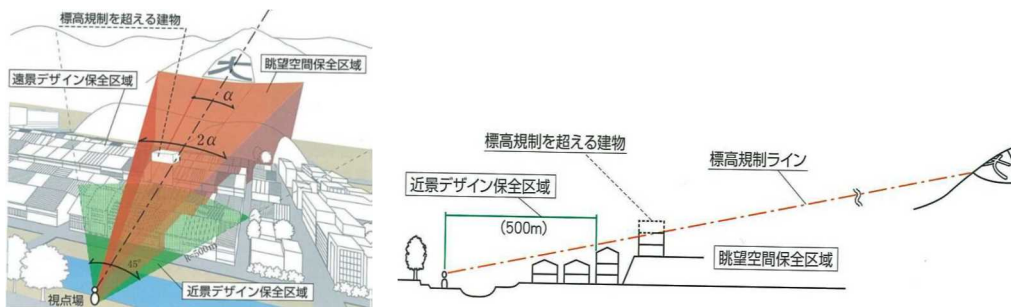
今後貴重な歴史的風土を保存していく上で、古都保存の価値そのものについて、国民の一層の理解を得ることが重要である。特に、歴史的風土の保存活動を行う市民団体等の担い手や、保存活動に対し寄付や社員の派遣等により協力する企業等を増やすこと、さらに歴史的風土に関わる個人を取り込んでいくためにも、古都保存の取組の成果等について広く発信し、国民の理解を得ることが求められる。

4) 景観の変化

市街化の進展に伴い、市街地内の景観や市街地からの眺望景観等、古都全体の景観が変化しており、保存区域内の景観の保全等に加え、眺望景観の保全の観点から、保存区域外の景観の変化への対応が重要である。これに対して、都市全体の統一的な景観形成への配慮が欠かせないため、京都市が取り組んでいる「京都市眺望景観創生条例」による眺望景観の保全施策のように、古都保存法だけでなく他の制度とうまく組み合わせて、総合的にその地域の景観を考えていくことが求められる。また、滋賀県における大津及び琵琶湖対岸の地域の眺望景観の保全・活用の事例のように、行政界をまたいだ広域連携も重要である。

[条例に基づく眺望景観の保全]

京都市では、歴史的な建造物等 38 箇所を選定し、優れた眺望景観を保全・創出するため、建築物の標高や、形態・意匠・色彩の基準を定めている。



京都市眺望景観創生条例に基づく眺望景観保全区域の概念図(京都市提供)

(2) 歴史まちづくりの現状・課題

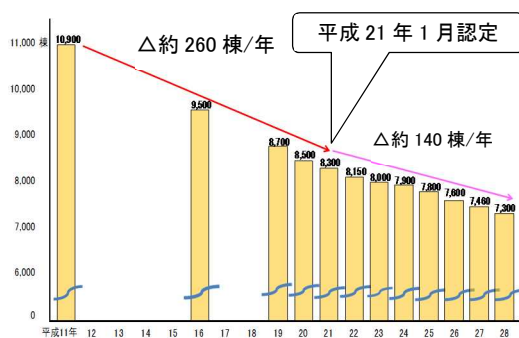
1) 歴史文化資産の保全・活用

各地では、歴史的建造物の空き家化や滅失が進んでいる。これに対して、行政が買入れで一般公開するなどの取組が行われている歴史的風致維持向上計画が認定された都市(以下「認定都市」という。)も多いが、行政による対応には財政面等で限界がある。他方、地元団体と専門家との連携による地域活性化に資する歴史文化資産の活用事例も見られており、このような取組を一層促進することが求められる。

また、地域には公的に指定・登録を受けていない歴史的に価値の高い建造物や、戦前から保全されてきた並木道等、地域の景観の重要な構成要素となっているインフラもあり、このようなものを適切に保全することも重要である。

[歴史的建造物の滅失状況]

石川県金沢市では、計画認定以降、歴史的建造物の減少幅の縮小が見られるものの、依然として減少傾向は継続している。



(石川県金沢市提供)

[民間主体による歴史文化資産の活用]

滋賀県長浜市では、空き家となっていた町家について、第三者による投資・運営のモデル事業として、まちづくり会社が主体となり、現代的なライフスタイルに合わせたシェアハウス「絹市」を整備し、賃貸を行う「町家再生型まちなか居住プロジェクト」が進められている。



シェアハウス外観



内装

(滋賀県長浜市提供)

2) 歴史まちづくりの景観形成や地域活性化への波及

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針」において、重点区域を対象として、景観計画の策定による建築物の形態意匠の制限等、景観法に基づく規制措置等を行っていくことを歴史的風致維持向上計画に位置づけることが重要とされていることから、歴史まちづくりに関する取組が進むに従って、点的ではなく面的な景観の形成が進むこととなる。認定都市では、景観計画の策定や独自の屋外広告物条例の制定が行われていることが多く、例えば景観計画の策定割合については、平成27年9月時点で、全国平均では27%のところ、認定都市では80%となっている。しかしながら、地域の魅力をさらに高めていくためには、景観施策について更なる充実を促すことが必要であり、その際、特に核となる文化財の周辺の景観や、眺望景観に配慮することが重要である。

地域活性化の観点では、認定都市において、市民の働きかけをきっかけとした旧町名の復活や、市民団体による歴史的建造物の活用の動きが進むなど、歴史文化資産の保全活動や伝統行事の再開等、地元住民の自主的な取組が広がりつつある。また、例えば大

学と連携して古くから保全されている堰の見学イベントを開催することや、城の修理資金の確保のためイベントを通じて寄付を募るなど、地域外の人を巻き込みながら地域を活性化させる取組も見られる。こうした取組の拡大・継続を図ることも重要である。

[旧町名の復活]

富山県高岡市では、平成 27 年 4 月に旧町名を復活させ、これに併せて石碑の設置等がなされた。



復活記念祝賀式



設置された石碑 (富山県高岡市提供)

[大学と連携した歴史文化資産の保全]

群馬県甘楽町では、網目状に張り巡らされている雄川堰の小堰について、日本大学の構造・デザイン研究室と連携してワークショップや改修現場の見学会を継続的に開催し、地元住民の関心が高まっている。



ワークショップの様子



雄川堰(小堰)
(群馬県甘楽町提供)

[寄付による整備資金の確保]

茨城県水戸市では、水戸城大手門等の復元整備にあたり、使用する瓦に寄付者の名前を記名する「一枚瓦城主」を創設し、寄付協力を呼びかけている。



呼びかけチラシ
(茨城県水戸市提供)

歴史文化資産や良好な景観を活かした観光振興の観点では、その取組により外国人を含め、観光客が増加している認定都市も見られるが、外国人観光客向けの多言語案内サイン等の整備や無電柱化、駐車場の確保等、環境整備が不十分な都市もある。

なお、街道沿い等歴史文化資産が広域にわたる地域もあり、一市町村にとどまらない歴史文化資産の活用手法等の検討を進めることも重要である。

3) 歴史まちづくりの普及

歴史的風致維持向上計画の認定数は年々増加し、各認定都市による普及啓発活動も進められている。また、増加した認定都市間では、歴史まちづくりの成果について、首長会合である「歴史まちづくりサミット」や担当者会議等、様々なレベルにおいてその成果を共有する場が設けられているが、これらについて、さらに発展させていくことも重要である。

4) 第一期計画の適切な評価

歴史文化資産の保全・活用の推進等による景観形成や観光振興への効果については、計画認定以前からの息の長い取組が寄与していると考えられ、歴史まちづくり法に基づく取組も、継続して実施することが重要である。

歴史まちづくりについては、平成 20 年度の第一次認定より 7 年が経過し、認定都市の一部では、計画期間（概ね 10 年）の満了が近づいている。第二期の計画策定に当たっては、これまでの第一期計画の評価を的確に実施し、その結果を踏まえて施策を継続・充実することが求められる。

4. 今後の古都保存・歴史まちづくり施策のあり方

(1) 古都保存施策の今後のあり方

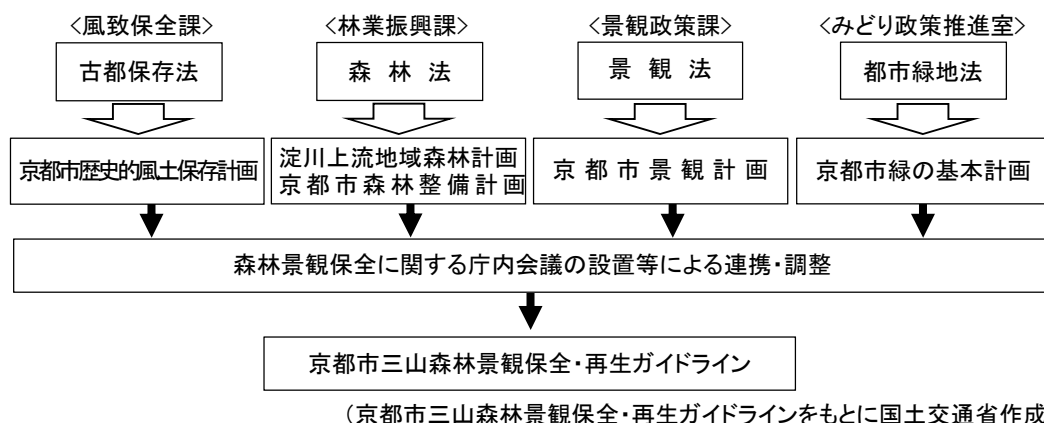
～多様な主体との連携・協働の推進による古都保存～

1) 病虫害対策等、歴史的風土を構成する自然的環境のマネジメントの強化

病虫害被害木の伐倒や、シカ侵入防止柵の設置等、全国的に展開されている樹林保全施策の一層の活用により、病虫害やシカによる被害の対策を促進していくことが必要である。また、斜面地等の安全対策において、低コストで景観に配慮した技術の導入を促進していくべきである。これらの対策を講じていく際には、必要に応じて行政における関係部局の連携や、防災、景観や生態学等、各種の専門家との協働を進めることも重要である。

[課題解決に向けた関係部局の連携]

京都市では、各種計画を所管する関係部局の連携により、目指すべき森林景観像等を示したガイドラインを作成し、これを積極的に活用することにより、森林景観に関連する施策を推進することとしている。



また、歴史的風土保存区域内の自然的環境を維持保存するため、間伐や下草刈りを行うとともに、病虫害や倒木等の抑制・未然防止の観点からも、樹林の適切な伐採・更新等を行うことが重要である。さらに、京都の「五山の送り火」における伐採木の松明への活用のように、伝統文化を支え、農林業における人々の営みや生活文化と密接に結びついてきた自然的環境の維持・再生等、文化的な背景を踏まえたマネジメントが求められる。

2) 歴史的風土の保存の担い手やサポーターの拡大

歴史的風土を構成する自然的環境のマネジメントを行う上で、保存を支える担い手や、寄付等により保存活動に参画しているサポーター等、歴史的風土への関わりを持つ多様な主体を増やしていくことは重要である。

例えば、担い手については、民間主体との協働を一層推進するため、公的に位置づけることや、担い手による活動を顕彰していくこと、さらに、若い世代を含めた広い層への参画を呼びかける上でも、円滑に活動を行うことができるよう、活動の拠点等を整備することは重要である。

また、企業の社会貢献活動との連携によりサポーターとなる企業を増やすことも重要であり、歴史的風土を構成する自然的環境の維持管理活動に対して協賛・協力する企業を募集し、その協賛・協力の内容を幅広くPRすることなどにより、歴史的風土の保存活動に企業が参加しやすい枠組みを構築することが考えられる。

[企業・寺院・地元住民等との協働]

京都市では、平成 25 年度から、企業や地元寺院等の様々な主体が連携し、小倉山の良好な森林景観の保全・再生を目指す取組「小倉山再生プロジェクト」が進められている。さらに、この取組を支援するため、「景勝・小倉山を守る会(会長:二尊院住職)」、三菱東京UFJ銀行、(公財)三菱UFJ環境財団、京都市が協定を締結し、取組に対して苗木の提供等を行っている。



事業対象地



協定の締結式(H25.5.10)



植樹後の集合写真

(京都市提供)

さらに、例えば民間主体が歴史的風土の保存活動で発生する伐採木や収穫物等の副産物による収益を、保存活動の一部に充てるなど費用を調達する手法について検討していくことも重要である。その際、伐採木の薪や炭への活用等、かつて生活や生業の中で利用されてきた仕組みも踏まえながら、歴史的風土と調和した形で自然的環境を活用する手法を検討することが考えられる。

[伐採木の活用]

京都市で活動している「京都・薪ストーブ友の会」は、薪づくりの活動を通して、里山保全と自然環境の維持を目指す取組を進めている。



活動の状況



(「京都・薪ストーブ友の会」提供)

3) 歴史的風土の価値の情報発信・理解増進の推進

古都保存に対する国民の理解を深め、国民による古都保存の機運の醸成や、歴史的風土に対する多様な主体の関わりを促進することが重要である。このため、歴史的風土の価値の発信や、古都保存法に基づく規制等により歴史的風土が保存されていることの周知、さらには古都保存の取組が景観や生物多様性など幅広い観点から効果を発揮していること、歴史的風土を構成する自然的環境が生活や生業の中で資源として利用がなされてきたことを積極的に解説していくことが必要である。

また、歴史的風土の保存に貢献する個人等を幅広く取り込めるよう、例えば行政の広報誌やSNS等多様なツールによる保存活動に関する広報を行うなど、取り込む層にあわせた対応が重要である。

[個人を対象としたボランティア活動のイベントとその広報]

神奈川県では、(公財)鎌倉風致保存会が草刈り等の活動を行う「みどりのボランティア」を開催し、県や市が広報等を活用して一般参加の呼びかけを行っている。

三浦半島・鎌倉かわら版
2015年11月27日

【鎌倉の歴史的な景観を守る「みどりのボランティア」を募集しています。】

古都鎌倉の景観を守るため、緑地の手入れをしてみませんか？
(公財)鎌倉風致保存会では、鎌倉市内の樹林地の保全管理や切通しの手入れなどを行っています。
緑地の保全活動に興味をお持ちの方は是非ご参加ください！
活動予定日や活動内容の詳細はHPよりご覧ください。

【実施日】平成27年12月12日・19日
平成28年1月9日・16日・23日
2月6日・13日・20日

※いずれも土曜日

【時間】 9:20～11:30
【場所】 鎌倉市内
【申込み】 要事前申込み
公益財団法人 鎌倉風致保存会
電話 0467-23-6621
ファクシ 0467-23-6631

【詳細】 <http://userweb.www.fsinet.or.jp/fuhchi/>
【問合せ】 公益財団法人 鎌倉風致保存会 TEL0467-23-6631
(神奈川県環境農政局水・緑部自然環境保全課)

神奈川県 Facebook「三浦半島・鎌倉かわら版」

鎌倉風致保存会の催し

【①みどりのボランティア】 史跡や緑地の手入れ。 ●1/23(土)…大仏切通 9:30～12:00

【②お話サロン「私が里山を守ることになった原点と最近の活動」】 講師は同会会員。定員30人。資料代100円。 ●1/23(土)…鎌倉生涯学習センター 14:00～16:00

【③歴史ウォーク(腰越周辺を歩く)】 小

鎌倉市報「広報かまくら」



活動の様子

(神奈川県、鎌倉市、(公財)鎌倉風致保存会提供)

さらに、歴史的風土の価値について、将来的に歴史的風土の保存に貢献する主体となる中学生等の若い世代を対象に情報発信するとともに、体験学習等を通じて理解を深めることが重要である。

[若い世代を対象としたイベントの開催]

(公財)鎌倉風致保存会では、下記のような若い世代を対象としたイベントを開催している。

- ・毎年、市内7校の中学3年生を対象に学校林、風致公園等で樹林管理の体験活動等を実施。
- ・平成27年度には毎年11月に行っている「みどりの環境感謝の日のイベント」をリニューアルし、小学生を対象に「草むしり競争」「ハイキングコースパトロール」等、緑に親しむ取組を実施。



中学生による樹林管理



小学生による草むしり競争

((公財)鎌倉風致保存会提供)

4) 景観の変化への対応

古都における景観形成に際しては、保存区域内の景観はもちろんのこと、保存区域の周辺の景観や、歴史的風土を望む眺望景観についても保全していくため、風致地区制度の活用や、歴史的風土を核とした景観計画・景観条例の活用による景観に関する統一的なルール策定の策定、ルールに則した施策の実施し、古都全体の景観保全を図っていくことが重要である。この際、多様な主体との連携・協働の推進による古都保存を進める上でも、目指す景観のイメージを行政や担い手、サポーター、地元住民等で共有することが重要である。

(2) 歴史まちづくり施策の今後のあり方

～歴史まちづくりを通じた地域の魅力向上～

1) 民間の資金・ノウハウの一層の活用による歴史文化資産の保全・活用

地域の魅力を向上させる上で歴史的に価値の高い建造物等の保全・活用が有効だが、歴史文化資産の保全・活用については、一般財団法人民間都市開発推進機構の住民参加型まちづくりファンド支援事業による助成や、クラウドファンディングを活用した取組が見られる。このような取組の優良事例を広く周知することなどにより、民間資金の活用を一層図っていくことが重要である。実際の取組に際しては、歴史文化資産の価値を高めるべく、まちづくり関連団体に加え、建築、不動産、造園等の関係分野の地域の専門家等の連携を進めるべきである。また、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致形成建造物、歴史的風致維持向上地区計画制度についても、民間の資金・ノウハウの活用観点から、優良事例や先行事例の共有を図ることにより、更なる普及を図ることが重要である。

[まちづくりファンドを活用した歴史文化資産の保全・活用]

佐賀県佐賀市では、(一財)民間都市開発機構の資金拠出等も受けつつ、民間所有の歴史的建造物の保全に対して、まちづくりファンドによる助成等が行われている。



改修前



改修後



改修後の活用状況

(佐賀県佐賀市提供)

2) 景観施策の充実による地域の魅力向上

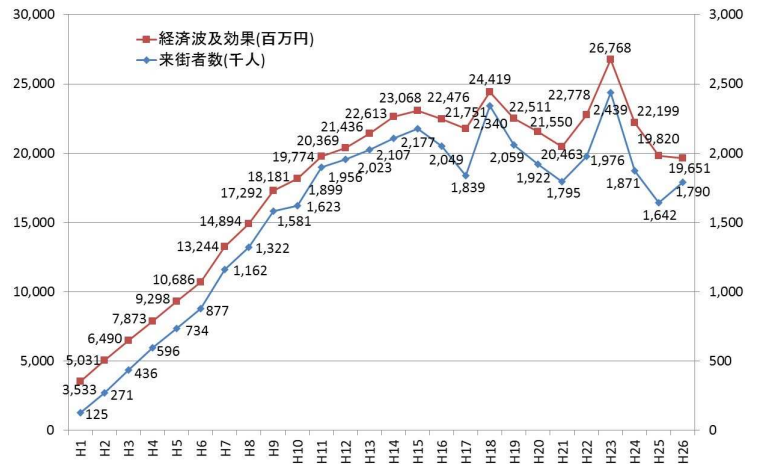
認定都市においては、歴史的まちなみを活かした景観形成を進めることにより、来訪者の増加や店舗の新規立地等、地域の活性化につながっているところもある。しかしながら、景観計画の策定や屋外広告物条例の制定等の景観施策の実施において、認定都市間に差が生じてきている。このため、第二期の歴史的風致維持向上計画の認定に当たっては、景観計画の策定等景観施策の一層の充実を図るよう求めるべきである。

[歴史的まちなみを活かした地域の活性化]

滋賀県長浜市では、歴史的まちなみを活かしたまちづくりにより、観光客数が増加し、大きな経済波及効果も見られる。



黒壁スクエア



来街者数、経済波及効果の推移

(滋賀県長浜市提供)

愛知県犬山市では、犬山城周辺地域において修景整備への助成を行い、良好な景観形成を図っており、市内を訪れる観光客が増加している。



整備前



整備後



城下町の状況

(愛知県犬山市提供)

なお、具体的な計画の策定や運用に際しては、自然的環境を活かすとともに、特に核となる文化財等歴史文化資産の周辺の景観や、眺望景観に配慮することが重要である。さらに、認定都市においては、独自の屋外広告物条例についてもその制定や充実が期待される。また、地域において古くから保全され、重要な景観の構成要素となっている道路、河川、公園等のインフラについては、歴史的風致維持向上計画等に位置づけ、適切に保存・活用を図ることも重要である。

景観形成、観光振興、地元住民の自主的なまちづくり活動、教育機関との連携、地域外の人の協力等を歴史まちづくりに基づく取組に活かしている認定都市は多い。これらの取組について、テーマごとに整理し、わかりやすくPRすることで、さらに取組の裾野を広げて行くことなどが考えられる。その際、実効性を確保していくためにも、事例の整理のみならず、景観・観光面での先進的取組を進める地域においては、モデル的に景観に関する統一ルール策定や観光客の受入れ環境整備等を講じていくべきである。また、低コスト手法の導入に向けた取組等により、重点区域における無電柱化を推進していくべきである。

なお、街道や流域等を中心とした市町村界にとらわれない広域的な歴史文化資産を活かした地域づくりに関するモデル的取組を推進していくなど、歴史まちづくりの更なる展開方策についても検討していくことが重要である。

3) 歴史まちづくりのノウハウの共有・ネットワーク化の推進

各認定都市における取組による歴史まちづくりの推進・普及啓発に加え、広域的な観点から普及啓発を進めることが重要である。広域連携の代表的事例とも言える「歴史まちづくりサミット」については、現在ブロック毎に取り組まれているが、今後の普及啓発の推進の観点から継続的に開催するとともに、さらに発展させていくため全国的な展開についても検討していくことが重要である。

さらに、歴史まちづくりについて、担当者による会議等が行われており、担当者間の情報共有が図られているが、より充実した取組が認定都市で推進されるよう、文化財、景観、屋外広告物等関連行政分野の行政機関、専門家が有するノウハウを共有していくことや、行政機関や専門家のみならず、地元住民、民間事業者、市民団体等歴史まちづくりに携わる関係者とのノウハウの共有、ネットワークの強化を図るための機会の創出を積極的に進めることが重要である。

そういった機会を利用し、蓄積した歴史まちづくりに関するノウハウについて、歴史まちづくりの成果を幅広い層に訴求していくため、例えばフォトコンテスト等、人々の関心を集めるような取組を実施することも考えられる。

歴史的風致維持向上計画の作成により、公的に指定・登録はなされていないが、地域において歴史的に価値の高い建造物について整理・明示がなされることから、このような建造物を平時だけでなく災害時も含めて適切に保全する観点からも、歴史的風致維持向上計画の作成を推進することが重要である。

4) 第一期計画の適切な評価を踏まえた施策の充実

第一期計画終了時には、その成果と課題を的確に評価した上で第二期計画に反映していくことが重要である。例えば、第一期計画策定当初の目的を踏まえた評価項目を認定都市ごとに選択して評価する仕組み等、既存の評価制度を活用しながら、いかに認定都市の魅力が向上したか、第一期計画で達成できなかったことは何かなどについて、明らかにすべきである。特に景観面等において、認定都市がどのように変化したかを確認すべきである。その際、継続的な取組につなげるための定点モニタリングとその検証により行っていくことも考えられる。

(添 付 資 料)

諮 問 事 項

明日香村における歴史的風土の保存の推進など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか。

諮 問 の 趣 旨

奈良県明日香村は、わが国の律令国家が形成された時代における政治及び文化の中心的な地域であったことをしのぼせる歴史的風土が村の全域にわたって良好に維持されていることに鑑み、昭和55年に制定された「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」に基づき、村全域にわたる行為の制限による歴史的風土の保存を図るとともに、住民生活安定のための措置が講じられてきたところである。

現在、同法に基づく第4次明日香村整備計画（平成22～31年度）に基づき、所要の取組みが進められているところであるが、歴史的風土を活用した地域活力の向上に係る更なる取組みの推進など、明日香村を巡る社会情勢の変化や同計画の進捗状況も踏まえつつ、同村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等の推進のための方策について検討する必要がある。

また、京都市、奈良市、鎌倉市等の古都においては、昭和41年に制定された「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」に基づき、歴史的風土保存区域の指定、歴史的風土保存計画の決定が順次行われ、保存区域内における枢要な地域については歴史的風土特別保存地区の決定により、一定の行為の制限による凍結的な保存が行われるとともに、土地の買入れ、保存のための施設整備などの確かな対応がなされてきたところである。

今般、古都の歴史的風土を構成する樹林地等における自然的環境の変化や維持管理における担い手確保等の問題が大きな課題となっており、こうした情勢を踏まえ、歴史的風土保存計画の検討など今後の古都保存行政のあり方について検討する必要がある。

さらに、古都保存行政の理念の全国展開の成果として、平成20年に制定された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく取組みについて、法律の施行から5年が経過したことを踏まえ、成果の共有及び景観や観光などの関連施策との連携を含む新たな展開など、今後の方向性について検討する必要がある。

審 議 経 過

審議経過

平成 26 年 2 月 27 日	国土交通大臣より社会資本整備審議会に諮問 「明日香村における歴史的風土の保存の推進など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか。」 ↓
平成 26 年 3 月 7 日	諮問について、社会資本整備審議会運営規則第 8 条第 1 項に基づき、都市計画・歴史的風土分科会に付託 ↓
平成 26 年 3 月 10 日	諮問について、社会資本整備審議会運営規則第 9 条第 2 項に基づき、歴史的風土部会に付託することについて同分科会にて了承 （明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等の推進のための方策について）
平成 26 年 3 月 10 日	諮問について、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会運営規則第 1 条に基づき、明日香村小委員会を設置して審議することすることについて同分科会にて了承
平成 26 年 5 月 15 日	第 1 回明日香村小委員会 於 明日香村 [現地視察] [小委員会]・委員会の議事運営 ・明日香村の現状、これまでの取組みの評価、課題
平成 26 年 7 月 14 日	第 2 回明日香村小委員会 ・当面取り組むべき施策のあり方 ・将来的な取組みのあり方に向けた今後の議論の方向性 ・小委員会報告骨子（案）について
平成 26 年 10 月 20 日	第 3 回明日香村小委員会 ・小委員会報告（案）について
平成 26 年 11 月 18 日 ～12 月 1 日	明日香村小委員会報告（案）についてのパブリックコメントの実施 （14 日間）
平成 26 年 12 月 25 日	第 19 回歴史的風土部会及び第 4 回明日香村小委員会合同会議 ・「歴史的風土部会報告（案）」ならびに「明日香村小委員会報告（案）」について

平成 27 年 7 月 29 日	<p>(今後の古都保存及び歴史まちづくりのあり方について)</p> <p>諮問について、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会運営規則第 1 条に基づき、古都保存のあり方検討小委員会を設置</p>
平成 27 年 8 月 7 日	<p>第 20 回歴史的風土部会及び第 1 回古都保存のあり方検討小委員会合同会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の議事運営 ・古都保存及び歴史まちづくりに係る取組の現状等、自由討議
平成 27 年 11 月 27 日	<p>第 2 回古都保存のあり方検討小委員会 於 奈良市</p> <p>[小委員会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古都保存及び歴史まちづくりに係る発表（京都市、奈良県・奈良市） ・発表等を踏まえた自由討議 <p>[現地視察]</p>
平成 28 年 2 月 4 日	<p>第 3 回古都保存のあり方検討小委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史まちづくりに係る発表（亀山市、高岡市） ・発表等を踏まえた自由討議
平成 28 年 3 月 11 日	<p>第 4 回古都保存のあり方検討小委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古都保存に係る発表（神奈川県） ・発表等を踏まえ小委員会報告のとりまとめに向けた討議
平成 28 年 6 月 13 日	<p>第 5 回古都保存のあり方検討小委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小委員会報告（案）について ・歴史的風土保存計画の変更（案）について
平成 28 年 6 月 28 日 ～7 月 11 日	<p>古都保存のあり方検討小委員会報告（案）についてのパブリックコメントの実施（14 日間）</p>
平成 28 年 6 月 28 日 ～7 月 27 日	<p>歴史的風土保存計画変更（案）についてのパブリックコメントの実施（30 日間）</p>
平成 28 年 8 月 2 日	<p>第 21 回歴史的風土部会及び第 6 回古都保存のあり方検討小委員会合同会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「歴史的風土部会報告（案）」ならびに「古都保存のあり方検討小委員会報告（案）」について ・歴史的風土保存計画変更（案）について